

横断歩道橋の撤去方針について

本市では、現在40橋の横断歩道橋を維持管理しており、その多くは昭和40年～昭和50年代初頭にかけて整備され、当時、社会問題化していた交通事故、渋滞対策として歩行者と車を構造的に分離するために設置されたものです。

現在、横断歩道橋については、経年による施設の老朽化や景観面の課題が多くなっており、少子化の進展により、通学路の指定がなくなるなど利用者が少なく、既にその役割を終えているものもあります。また、お年寄り、障害のある方やベビーカーを利用される方にとって歩道橋による道路の横断は、大きな負担となり、人と公共交通優先の「歩くまち京都」の実現を目指す本市として、その存在そのものを見直す必要があります。

このため、社会情勢の変化とともに利用者が少なくなっている横断歩道橋を原則撤去してまいりますので、その内容を御報告いたします。

1 撤去を進めるもの

機能上や利用実態から存続する必要があるものを除いて、原則、撤去を進めていく。ただし、近年補修を行っているものや通学路に指定されているものについては、今後の老朽化状況をみた判断や地元としっかり協議等を行ったうえで、撤去を進めていく。

- ① 通学路に指定されていない、または、通学路であるが児童の利用が極めて少なく、近くに横断歩道の確保が可能である歩道橋で早急に撤去していくもの。(10橋)

歩道橋名	行政区	小学校区	歩道橋名	行政区	小学校区
成逸	上京区	西陣中央	西陣	上京区	西陣中央
堀川高校前	中京区	高倉	新宮	右京区	広沢
宝が池	左京区	上高野	十条烏丸	南区	凌風
陶化	南区	凌風	山階	山科区	安朱・山階
平安	左京区	錦林	桃山南口	伏見区	桃山東

- ② 通学路に指定されていないが、近年、補修を行っており、一定期間の経過後に撤去するもの(2橋)

※撤去時期については、今後の老朽化の状況をみて判断する。

歩道橋名	行政区	小学校区	歩道橋名	行政区	小学校区
妙見道	山科区	大宅	池田	伏見区	池田

③ 現に通学路として利用されており、丁寧な地元調整を行った後に撤去するもの。(6橋)

児童の利用が概ね100人未満であるが、先行して進める10橋の撤去の状況を踏まえ、関係機関との調整を行っていく。

歩道橋名	行政区	小学校区	歩道橋名	行政区	小学校区
真如堂	左京区	第三錦林	淀	伏見区	明親
小野	山科区	小野	東竹の里	西京区	上里
深草	伏見区	深草	山科	山科区	鏡山

2 存続するもの

機能上や利用実態から存続する必要があるものや通学路として多くの児童が利用されているものについては、老朽化状況を考慮し、順次補修を進めていく。

① 駅施設、商業施設等に直結しているもの、市民の生活基盤を支える跨線橋（鉄道を跨ぐ橋）であり機能上から撤去できないもの。(7橋)

歩道橋名	行政区	状 況	歩道橋名	行政区	状 況
瀬戸川	右京区	跨線橋	西大路駅前	南区	駅直結
垂箕山	右京区	跨線橋	新高田	南区	商業施設直結
桃山	伏見区	跨線橋	油小路通	下京区	駅直結
桂駅西口	西京区	駅直結			

② 通学路として極めて多くの児童（概ね100人以上）が利用しており、存続する必要があるもの(15橋)

歩道橋名	行政区	歩道橋名	行政区
石田	伏見区	寺之内	上京区
榎原	西京区	西万寿寺	右京区
嵯峨	右京区	松室	西京区
鳳徳	北区	砂川	伏見区
花園	右京区	苔寺口	西京区
鳥羽	南区	上久世	南区
納所	伏見区	養徳	左京区
西国街道西大路	南区		

3 撤去計画

今年度から順次、撤去工事に着手し、平成30年度までに10橋の撤去を目指す。

また、横断歩道橋の直近には、既に信号機付きの横断歩道がある箇所もあるが、撤去にあたっては、関係機関と協議を行い、必要に応じ、横断歩道の設置をすすめる。

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
堀川高校前	成逸	陶化	十条烏丸
	宝が池	平安	山階
	新宮	西陣	桃山南口

4 国道の歩道橋

国が管理する国道上に設置している横断歩道橋（38橋）についても、本市が管理する歩道橋と同様の考え方にに基づき、具体的に撤去を要請し、連携を図っていく。